

介護老人保健施設通所リハビリテーション利用約款（介護予防通所リハビリテーション）

利用約款 民法改正後

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ライフケア応神（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援状態）認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、令和　年　月　日以降から効力を有します。但し、医療者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出して頂きます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の利用がある場合を除きます。

- ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行行為能力者をいいます。以下同じ)であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取であること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主催者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用を介助することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を介助することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払い頂きます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。
- ② 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ⑥ 介護保険サービスの質の向上のため学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

2 適正取得の徹底

当施設は、第三者からの個人情報の取得時に、取得側が提供側の入手経路を確認し、提供側が適法に個人情報を入手したことの確認できない場合は、取得の自粛を含めた慎重な対応をする。

3 安全管理の強化

当施設は、安全管理の強化のために望まれる措置として、事業者内の監査実施体制の整備や情報システムからの漏えい等を防止するための技術的管理体制を講ずる。

4 委託先の監督強化

当施設は、個人情報等委託する場合は、委託先に対する定期的な監査の実施や再委託等を実施する場合の委託先の監督等を行う。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(計画書等の説明)

第14条 当施設入所中に作成した施設サービス計画書等の書類については紙媒体、若しくは電磁媒体により、本人様及び、身元引受人にご説明のうえ、了承を得るものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(虐待防止について)

第 16 条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- 2 当事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- 3 当事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 4 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(感染症対策について)

第 17 条 当施設において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④ 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(業務継続に向けた取り組みについて)

第 18 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設ライフケア応神では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ー入退所等の管理
 - ー会計・経理
 - ー事故等の報告
 - ー当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ー利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ー利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ー検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ー家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ー保険事務の委託
 - ー審査支払機関へのレセプトの提出
 - ー審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ー科学的介護情報システム（LIFE）による厚生労働省へのデータ提出
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ー当施設において行われる学生の実習への協力
 - ー当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー外部監査機関への情報提供

〈別紙1〉 介護老人保健施設 ライフケア応神 通所リハビリテーション 重要事項説明書

＜はじめに＞

- この説明書は、介護老人保健施設ライフケア応神通所リハビリテーションのご利用にあたり、利用契約書及び同意書を施設と交わしていく時にご承知いただく重要事項を説明したものであります。
- 介護老人保健施設ライフケア応神は、医療法人鈴木会が運営する事業所です。当事業所は、要支援又は要介護状態と認定されたお客様に、通所リハビリテーションサービス(デイ・ケア)を提供します。
- 介護老人保健施設ライフケア応神は、介護保険法の趣旨に基づき、老人の自立を支援し、家庭への復帰を目指す施設であり、明るく家庭的な雰囲気のもとで、地域や家庭との結びつきを重視して運営します。
- 介護老人保健施設ライフケア応神は、「やさしく」、「ゆっくり」、「支え合い」を三大方針として、これに基づいたサービスを提供します。

令和6年6月1日現在

1. 介護老人保健施設ライフケア応神の施設概要

(1) 施設の名称等

経営主体	医療法人鈴木会	理事長 鈴木 和人
事業所名	介護老人保健施設ライフケア応神	施設長 櫛田 喜久子
施設開設年月日	平成13年11月7日	
所在地	〒771-1151 徳島市応神町古川字日ノ上32-1	
建物	鉄筋コンクリート造2階建(PH階) 2,487.79m ²	
定員	通所定員 40名	参考;入所定員50名(短期入所2名含む)
電話等	TEL 088-666-3030 FAX 088-665-8034	

(2) 施設の介護老人保健施設通所リハビリテーション指定番号及びサービス提供地域等

介護保険事業所番号	通所リハビリテーション
サービスを提供する地域	通常の事業の実施地域は、徳島、北島、松茂及び藍住とする。 その他の地域については隨時相談に応じます。
営業日	月曜日～土曜日 (年末年始 12/31～1/3を除く)
通所営業時間	午前9時15分～午後16時15分(別途、委細応相談)
その他	お客様の居宅介護サービス計画に基づきご利用いただきます。

(3) 通所リハビリテーションの職員体制

職種	常勤人員	非常勤人員	摘要
管理者(医師)	1		
看護職員	1		
介護職員	7	2	
理学療法士	2	2	
作学療法士		1	
栄養士・管理栄養士	1		
支援相談員	1		

非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消化器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

2. 施設が提供するサービスについての相談・苦情窓口

電話	088-666-3030
FAX	088-665-8034

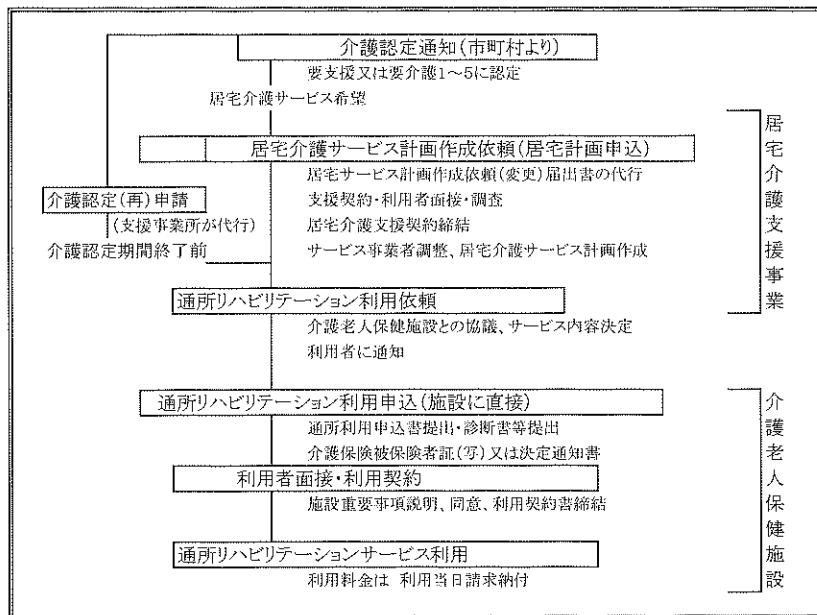
担当 ○ 通所リハビリテーション担当

西岡 秀美

3. 施設利用の申し込みからサービス提供までの流れ

(1) 通所リハビリテーションサービスを受けることができる方は、要支援又は要介護1～5に認定された方です。介護保険給付限度額の範囲でサービスを受けられます。

(2) 通所リハビリテーションサービス(デイ・ケア)利用の流れ



4. 施設の主なサービス内容

(1) サービスの内容

①居宅介護サービス計画の実施	居宅介護サービス計画に基づき、施設でのサービス内容を検討、立案し、施設でのサービス実施します。
②医療・看護サービス	医師の指示に基づき、医療・看護サービスを実施します。
③機能回復訓練	サービス計画に基づき、専門の療法士がリハビリテーション計画を作成、日常生活の自立に向けたサービスを提供します。レクリエーション、クラブ活動を実施し、生活面からのリハビリテーションサービスも併せて提供します。
④日常生活のサービス	お客様の心身状況にあつた、入浴、排泄の介護を実施します。又、嗜好調査の元、お客様に最適な食事の提供を行います。又、医師の指示に基づき、日常の健康管理を実施し、生活相談に応じます。
⑤支援相談サービス	日常的な生活相談に応じます。又、介護保険制度についてのお問い合わせに対応します。
⑥送迎サービス	希望される方はご自宅まで送迎致します。

(2)ご利用時に必要なもの

①書類等

- ・介護保険被保険者証
- ・診断書
- ・ご服用のお薬

②持ち物

・持ち物には必ず名前をご記入いだだくか、縫い付けるようにして、持ち物の特定ができるようにご準備ください。名前の位置は、衣服の場合、ズボン等は、腰周りの前側に記入、縫製お願いします。

特に、お持込の袋、バッグ、はきものなどにも必ずお名前をご記入ください。
・使い慣れた車椅子、老人車、杖等を持ち込みできます。(施設でもご用意しております。)

○通所ご利用の場合の持ち物例

種類	内容	必要数
衣類	入浴ご利用の場合の着替え	
日用品	タオル、運動靴等の身の回り品	必要な場合
その他	ご服用の薬、リハビリ時等の補装具等	

(3) その他サービスご利用時に留意いただくこと

①食事時間

昼食 正午から

②標準日課表

9時	10時	11時	12時	1時	2時	3時	4時
来 健	入 リ 昼			昼 レ お			退
康 浴	浴 ハ 食			休 ク ハ や			
所 チ	ビ			み リ ビ つ			所
エ リ				エ リ			
シ							
ク				シ			
				ヨ			
				ン			

③協力医療機関等

当施設では、協力医療機関として病院等と契約を締結しています。お客様の状態が急変した場合は、速やかな対応をお願いすることとしています。

○協力医療機関

伊月病院 徳島市徳島町2丁目54番地

○協力歯科医療機関

小積歯科医院 徳島市応神町古川字戎子野217

④施設ご利用にあたって、多額な現金の持ち込み、ご利用者間の金品の貸し借り等はお断りします。又、職員に対する金品の付け届けは禁止いたします。

⑤当施設では、ご利用者、職員に対する外部の営利行為・宗教活動・特定の政治活動は、ご遠慮願っております。

⑥施設運営の安全のため、各種保守点検を実施しています。年2回の防災訓練時には、お客様のご協力をお願いいたします。

⑦施設での喫煙は、喫煙場所でお願いします。

⑧お客様で、次のことに変化がありましたら、お知らせください。

- ・便秘、風邪、発熱、怪我等の場合
- ・その他普段と異なった心身の状態の場合

⑨ご利用の変更

通所ご利用にあたっては、居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員が作成したケア・プランに添っています。ご利用日の変更、時間の変更等は、ケア・プランの変更をしなければなりません。変更ご希望の場合は、事前にご相談をお願いします。

⑩施設ご利用にあたっては、秩序を保ち、利用者相互の親睦を図り、他の方にご迷惑をかけないようにお願いいたします。

<別紙2>5. 利用料金

(1) 利用料金

ご利用いただく利用料金は、次表のとおりです。法令で定められた介護保険給付の利用者負担金と、施設で定めた利用料によりご負担いただきます。利用料金は、毎日締切り請求させていただきます。

利用者負担分	単位数	(円)	(円)	(円)	摘要
		1割負担	2割負担	3割負担	
要介護 1	383	390	779	1,169	
要介護 2	439	447	893	1,250	14時15分から16時15分まで 利用された場合 (2時間以上3時間未満)
要介護 3	498	507	1,013	1,520	
要介護 4	555	565	1,129	1,694	
要介護 5	612	623	1,245	1,868	
要介護 1	553	563	1,125	1,688	
要介護 2	642	653	1,306	1,959	9時15分から13時30分まで 利用された場合 (4時間以上5時間未満)
要介護 3	730	743	1,485	2,228	
要介護 4	844	859	1,717	2,575	
要介護 5	957	974	1,947	2,920	
要介護 1	762	775	1,550	2,325	
要介護 2	903	919	1,837	2,755	9時15分から16時15分まで 利用された場合 (7時間以上8時間未満)
要介護 3	1,046	1,064	2,128	3,192	
要介護 4	1,215	1,236	2,472	3,707	
要介護 5	1,379	1,403	2,805	4,208	
入浴介助加算(Ⅰ)	40/日	41/日	82/日	122/日	
リハビリテーションマネジメント加算口	593/月	603/月	1206/月	1809/月	利用開始から6月以内
リハビリテーションマネジメント加算口	273/月	278/月	556/月	833/月	利用開始から6月超
医師が説明し同意を得た場合	270/月	275/月	549/月	824/月	利用者又はその家族に説明
リハビリテーション提供体制加算	12/日	13/日	25/日	37/日	3時間以上4時間未満
リハビリテーション提供体制加算	16/日	17/日	33/日	49/日	4時間以上5時間未満
リハビリテーション提供体制加算	20/日	21/日	41/日	62/日	5時間以上6時間未満
リハビリテーション提供体制加算	24/日	25/日	49/日	74/日	6時間以上7時間未満
リハビリテーション提供体制加算	28/日	29/日	57/日	86/日	7時間以上
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22/日	23/日	45/日	67/日	介護職員の総数の内、介護福祉士が70%以上 もしくは介護職員の総数の内、勤続 10年以上の介護福祉士が25%以上
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20/回	21/回	41/回	62/回	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5/回	5/回	10/回	15/回	6ヶ月に1回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150/回	153/回	305/回	458/回	対象となってから3ヶ月以内、月2回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160/回	163/回	326/回	489/回	
栄養改善加算	200/回	204/回	407/回	611/回	対象となってから3ヶ月以内、月2回
栄養アセスメント加算	50/月	51/月	102/月	153/月	
科学的介護推進体制加算	40/月	41/月	82/月	122/月	
退院時共同指導加算	600/回	611/回	1221/回	1831/回	退院前カンファレンスに参加した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110/日	112/日	224/日	336/日	退院(日)又は認定日から起算して3月以内
事業所が送迎を行わない場合	-47/片道	-49/片道	-98/片道	-147/片道	家族が送迎を行う場合等は被算の対象とする
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)					利用料金合計(食事代除く)の6.6%
地域区分					7等級 10. 17

有償サービス費

昼食	610円	1日あたり(おやつ代含む)
おやつ	100円	1日あたり 14:15~16:15の短時間利用の方のみ
散髪	1,500円	毎月 第1木曜日(美容)、第2木曜日(理容)
紙パンツ	100円	
パッド 小、大	小 30円 大 50円	施設のものを使用した場合
バイタルノート + ケース	50円 + 100円	希望者のみ
洗濯	150円	1回あたり

(2) 高額介護サービス費

お客様が負担される毎月の介護保険給付の1割利用者負担金について、高額介護 サービス費が適用され、支給される場合があります。市町村への申請が必要です。市町 村より申請書が送付された場合、施設で申請のお手伝いをさせていただきます。ご相談ください。制度については、保険者である市町村にお尋ねください。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お客様ご指定の居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画に基づきサービスの提供が開始されます。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書(事業所で備え付けております。)によりお申し出下さればいつでも解約できます。

② 施設の都合でサービスを終了する場合

契約書第5条第2項に該当した場合、やむを得ず、サービスの提供を終了させていただく場合がございまます。その場合は、10日以上の予告期間をもってお知らせいたします。

③ 自動終了

- 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- お客様が他の介護保険施設に入所された場合、又は病院等に入院された場合
※ 介護保険施設とは、介護福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養施設(療養型病床群等)の3種類の施設です。
 - お客様がお亡くなりになった場合

7. サービス内容に関する苦情等

① ご相談・苦情相談機関

徳島県庁保健福祉部長寿いきがい課
電話番号 088-621-2214
FAX番号 088-621-2840

徳島県国民健康保険団体連合会
電話番号 088-665-7205

徳島市健康福祉部高齢介護課
電話番号 088-621-5585

石井町役場 長寿社会課 介護保険係
電話番号 088-674-6111
FAX番号 088-675-1500

北島町役場保健福祉課
電話番号 088-698-9805
FAX番号 088-698-3642

鳴門市健康福祉部長寿介護課 高齢支援担当
電話番号 088-684-1175
FAX番号 088-684-1321

藍住町役場健康推進課
電話番号 088-698-9805
FAX番号 088-698-3642

松茂町役場保健福祉課
電話番号 088-698-9805
FAX番号 088-698-3642

電話	088-666-3030
FAX	088-665-8034

担当 ○ 通所リハビリテーション担当
西岡 秀美

② 申込書などの文書は、施設で準備していますので、ご相談ください。

8. サービス提供中における事故発生及び損害賠償について

事業者は、利用者に対するサービスの実施にともなって事故が発生した場合は、速やかに契約者及び関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害に備えて、損害賠償保険に加入しています。ただし、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

9. 当法人の事業

医療法人 鈴木会 定款の目的に定めた事業	1. 介護老人保健施設ライフケア応神の設置運営 介護老人保健施設(入所介護) 通所リハビリテーション(デイ・ケア) 短期入所療養介護(ショート・ケア) 2. 居宅介護支援事業所ライフケア応神の設置運営 居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成 3. 訪問看護ステーション 応神 4. グループホーム蜂須賀
-------------------------	---

介護老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書

介護老人保健施設ライフケア応神の施設通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による交付、説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 氏 名 印

<利用者の身元引受人>

住 所 氏 名 印

介護老人保健施設ライフケア応神

管理者 榎田 喜久子 殿

重要事項について文書を交付し、説明しました。

令和 年 月 日 説明者氏名 印

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	